



シンポジウムと総会の報告

■建築基本法制定準備会シンポジウム報告■

テーマ：「建築関連法の簡略化—建築基本法制定に向けて」

日時：2009 年 4 月 21 日（日本建築学会建築会館ホール）

出席者：127 名

内訳：会員 43 名、サポーター 2 名

会員外 72 名（国会議員 1 + 代理 6、報道関係 10）

冒頭、神田順会長が「昨年 9 月以来、国交省でも基本法が議論の対象になっているが、単に基本法ができればよいということではなく、基本法のもとで建築法体系をどうするかという議論が必要」と開催の趣旨を説明する。続いてシンポを後援する建築関連五団体の関係者が、それぞれの立場から「話題提供」をした。以下、その発言の要約。

・黒木正郎氏（日本設計）

建築学会の神田委員会（建築に関わる社会規範・法規範特別調査委員会）基本小委員会の主査として、「建築基準整備促進補助金事業についての報告書」をまとめ、3 月末に国交省に提出した。理念法としての建築基本法を基準法の上位におけば、基準法の制約を外して建物を造れる。先端技術を発揮できる。また建築主、事業者の責務を明確にし、街並や環境も施策の対象にする必要がある。建築分野だけでなく、国民のための基本法にするよう考えねばならない。

・伊平則夫氏（久米設計）

良好な建築環境を創造し、維持することは、社会資産として重要であり、専門家の役割と責任の明確化が必要だ。それは国民にとっての権利であり、義務でもある。国は、政策を定め、専門家を養成する責務がある。資格制度を確実にして専門家の能力・倫理意識を高めて責任を明確化し、建築確認申請を簡素化すべきだ。われわれは、UIA コードを参考に

国際基準に見合う資格制度を目標としている。また設計者の選定は、環境価値創造が喚起される、価格競争方式ではない適正な方法が望ましい。

・金箱温度春氏（金箱構造設計事務所）

建物の安全面においては、法を守っていても必ずしも完璧ではないという現実がある。そのことが、社会と専門家の意識の間で共有されていない。構造設計における構造基準・技術規定は、すべての建物を網羅するものではない。安全は、専門家の個別的判断とそれへの社会的信頼によって得られるのではないかと。法の遵守の強化は、監視による安全確保。次々と監視人が必要で、原理的に不可能だ。構造設計者には説明責任があり、建築主には設計者を選んで建てる責任がある。専門家同士が議論できるシステム（ピュアレビュー）をつくり、複数の選択肢を準備し、建築主が選べる方法がよい。

・小林勝己氏（フジタ）

2000 年と 07 年の基準法改正で技術の活用において自由度が削られた。防災設計の性能設計では、旧 38 条に依拠していたものが、底の追加程度で確認申請のやり直しを命じられる。構工法開発でもハードルが非常に高く、第三者の評定には時間と手間がかかる。設計変更に及ぶ VE は、確認の出直しである。技術開発の面から、施工責任を明確化したうえで、旧 38 条にちかい制度の運用で、設計者や施工者の能力に応じて選択できるシステムが望ましい。

・三栖邦博氏（日建設計）

専門家が社会的信託に答えて責任を果たすには、基本法を単なる理念法に終わらせず、基準法など関連法の再構築に踏みこまなければ意味がない。建築士が、建築士法の制定当時と違って、一人ですべてできる時代ではなくなった。それぞれの分野で優れた知識と技能を持つ専門家を育成し、責任を

とる資格制度が必要だ。業務面でも、それぞれの業務の責任を負う主体の位置づけが重要で、建築士法とは別に設計監理業法が必要である。

続いて、神田会長の司会で「自由討論」が行われた。

- 神田** 煩雑な規定での思考停止で若い人材が入ってこない。
黒木 仕様規定では最低基準の上を言語化できない。理念による合意の仕組み（性能規定+協議・調整型）がよい。
伊平 理念を考える専門家をしっかり育てれば改善できる。
金箱 構造は法制度を簡略化し専門家を信頼するしかない。
小林 実務基準を学会で作し、法を簡素化してはどうか。
三栖 基本的なところで専門家が責任をとれる枠組が必要。
星 構造規定の外力を大きくすれば複雑冗長な規定は不要。
木坂 専門家への性善説で信頼性を増す方法はないのか。
金箱 一般市民に納得してもらうには、罰則の強化も必要。一部の不心得者のために全体が困るのを防げる。
佐竹 当局が審議会で建築基本法をやろうとの動きがある。制定準備会としてそれに飲み込まれない覚悟を聞きたい。
神田 準備会発足以来、法の文言だけでなく制度を変えるためにやってきた。国民が知らない間に法改正されるのを防ぐには、国民一般の議論にしていかなければならない。
藤本 質の高い建築をつくる責務を分り易く共有すべき。
伊平 現代社会に見合った専門家の位置づけが求められる。
三栖 姉歯事件の際、国交大臣から「建築団体は何をしているのか」と言われた。専門家は自浄作用がないと社会から信頼されない。団体の役割の見直しも大事ではないか。
神田 制定準備会としてなすべきことを「見える形」にしていかねばならない。一般へのアピールが益々重要になる。

■建築基本法制定準備会 2009 年度通常総会報告■

日 時：2009 年 5 月 25 日（建築家会館 1 階ホール）

出席者：54 名

内 訳：会員 36 名、サポーター 5 名

会員外 5 名、報道関係 8 名+委任状 92 名

前年度の活動、決算の報告の後、09 年度の活動、予算計画、役員の変更などが行われ、議案はすべて可決した。

休憩をはさみ、神田会長の司会で「自由討論」に移る。まず幹事が一般市民向けの説明パンフレット草案として書かれた「建築基本法が目ざすもの」を説明。「建築基準整備促進補助金事業」の取組みについても解説が行われた。ひき続き、来場者との質疑応答に入る。

会場からは、「意識の高い住み手と連繋した意見交換の機会を作ってはどうか」「既存不適格の中古住宅が、しっかり活用できる制度を」「建物のコンバージョンを見すえた用途規制の見直しも大切」「景観と住環境を重視した法律が求められている」「国交省が進めようとしている基本法との違いをもっと分り易く、明確にしてほしい」などの意見が出された。

神田会長は、基本法制定準備会の活動が従来の理念を深化させる段階から、より多くの人びと、一般市民を巻き込んで「智恵を寄せ合う」フェーズに至ったと指摘。基本法の理念を分り易く語り合うことが、国交省の独走へのけん制にもなる、と総会を締めくくった。

事務局からのお知らせ

(1) 年会費(5,000 円)のお願い

振込み先:三菱東京 UFJ 新宿中央支店
口座名:建築基本法制定準備会事務局
口座番号:(普)5699064

(2) 事務局連絡先

電話: 044-430-2850 FAX: 044-430-2851
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16
建築設計事務所アトリエ 71
E-mail: info@kihonho.jp / http://www.kihonho.jp/